新型コロナウイルス感染症対策
～新たな助成金や支援策について～

※別添「市民や市内の企業が受けられる主な支援策の制度概要」において、本ページの内容も含めた制度の一覧を掲載していますので、併せてご覧ください。

市民へ向けた助成金などについて

市内の宿泊施設を利用する人に宿泊費を助成します

市は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した観光客の宿泊の利用および市内飲食店や商店などの利用促進を図るため、観光客や市民が市内の宿泊施設を利用した際の宿泊料金の一部を助成するとともに、市外からの宿泊施設利用者に対し、市内飲食店や商店で利用可能なクーポン券を交付します。

▽**対象**＝市内の宿泊施設を利用する岩手県内の人

▽**内容**

1 市内の宿泊施設を利用する市民に、宿泊料金（消費税等および入湯税を除く）を上限に5千円を助成。

2 市内の宿泊施設を利用する観光客（市内居住者を除く）に、宿泊料金（消費税等および入湯税を除く）を上限に4千円を助成。加えて、市内飲食店や商店で使える千円分のクーポン券を交付。

▽**対象期間**＝9月1日(火)～令和3年2月27日(土)宿泊分まで（クーポン券は令和3年2月28(日)まで利用可能）

※国内における新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、当面の間は県内居住者のみを対象。

▽**問い合わせ先**＝観光推進室（☎内線114）

市内の店舗を支援するため、ふるさと振興券を配布します

市内の消費を促進するため、「大船渡市ふるさと振興券」を市内全世帯に配布します。

▽**対象**＝市内の全世帯

※令和2年8月1日現在で大船渡市に住民登録のある世帯主（外国人含む）

▽**内容**＝1世帯当たり1万円（500円券×20枚）のふるさと振興券を配布（振興券の利用店舗は公募し、小規模店舗に限る）。

▽**問い合わせ先**＝商工課（☎内線108・109）

事業者へ向けた支援策などについて

新連携事業創出支援事業費補助金の交付について

▽**対象**＝次のいずれかの課題に取り組む市内事業者（法人・個人）などで構成するグループ（任意可、市内事業者が半数以上で構成されていること）。

・新型コロナウイルス感染症に伴う「新しい生活様式」や生産、消費活動の変化に対応する新たな経済活動の創出に関すること

・業務やサービスのデジタル化への対応に関すること

▽**内容**＝原料供給や加工分担、協業化などの事業者間連携によって、次の①～③の取り組みに要する費用の一部を補助するもの。

①新商品・新技術・新サービスの開発または事業化

②販路開拓およびそれに伴う市場調査

③人材育成など

※事業を公募し、審査によって可否を決定します。

▽**対象経費**＝専門家謝金、旅費、需用費、広告宣伝費、委託料、外注加工費など

▽**補助額**＝対象経費の4分の3以内（上限3百万円）

※対象経費は、6月19日に遡及して適用します。

▽**事業期間**＝令和3年2月26日(金)まで

▽**その他**

・事業者間で実質的な取引などが行われることが条件で、単なる共同でのイベント開催や出展などは対象外。

・市内事業者（法人・個人）が複数のグループに参加することは可とするが、それぞれのグループで実質的な取引などが行われることが条件。

▽**問い合わせ先**＝商工課（☎内線108・109）

特定非営利法人活動への支援について

▽**対象**＝大船渡市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人

▽**条件**＝次に掲げる要件を全て満たすもの

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から同年6月までのいずれかひと月の収入が前年同月と比較して減少していること。

②事業を継続する意思を有すること。

▽**内容**＝特定非営利活動法人1団体につき30万円（1回限り）

▽**申請期間**＝9月30日(水)まで（土・日・祝日を除く）

▽**問い合わせ先**＝市民協働課（☎内線278）

医療機関などへの運営継続支援金

▽**対象**＝市内に診療施設などを有する次の業種を営む法人または個人

・医療業（医科診療所、歯科診療所、助産・看護業）

・獣医業

▽**条件**＝新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から6月までのいずれかひと月の収入が前年同月と比較して減少していること。

※申請時点において、過去に類似の支援金などの交付決定を受けていないこと。

▽**交付金額**＝1事業者につき30万円（1回限り）

▽**申請期限**＝9月30日(水)（土・日・祝日を除く）

▽**申請・問い合わせ先**

国保年金課（☎内線149）

介護保険指定事業者事業継続支援金

▽**対象**＝市内に事業所を有する介護保険指定事業者

▽**条件**＝新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から6月までのいずれかひと月の収入が前年同月と比較して減少していること。

※申請時点において、過去に類似の支援金などの交付決定を受けていないこと。

▽**交付金額**＝1事業者につき30万円（1回限り）

※事業者（法人）が、通所系サービスや訪問系サービスの事業所、入所施設など複数の事業所などを運営する場合でも、1事業者として取り扱う。

▽**申請期限**＝9月30日(水)（土・日・祝日を除く）

▽**申請・問い合わせ先**

長寿社会課（☎内線439・440）

障害福祉サービス事業等継続支援金

▽**対象**＝市内に障害福祉サービス事業所などを有する法人

▽**条件**＝新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から6月までのいずれかひと月の収入が前年同月と比較して減少していること。

※申請時点において、過去に類似の支援金などの交付決定を受けていないこと。

▽**交付金額**＝1事業者につき30万円（1回限り）

※事業者（法人）が、就労継続支援サービスや共同生活援助サービスなど、複数の事業所などを運営する場合でも、1事業者として取り扱う。

▽**申請期限**＝9月30日(水)（土・日・祝日を除く）

▽**申請・問い合わせ先**

地域福祉課（☎内線187）

地域企業経営継続支援事業費補助金（家賃補助）の対象を拡充しました

中小企業者が、事業の用に供するために賃借している建物や土地の利用料（家賃・地代）の一部に補助金を交付する制度について、収益事業として「サービス業、小売業、飲食業、宿泊業」のいずれかを継続的に営む特定非営利活動法人（NPO法人）などの法人や中小企業組合も対象としましたのでお知らせします。

▽**対象**＝市内に主たる事業所を有する中小企業、NPO法人、中小企業組合

▽**対象業種**＝小売業、飲食業、宿泊業、サービス業

▽**補助額**＝ひと月あたり上限10万円（補助対象者が支払う家賃の2分の1以内）

▽**条件**＝感染症の影響により前年同月と比較して売り上げが50％以上減少している場合または、連続する3カ月の売り上げが前年同期と比較して30％以上減少した場合

▽**対象期間**＝4月から9月までの連続する3カ月間

▽**申請期限**＝10月30日(金)（土・日・祝日を除く）

▽**申請・問い合わせ先**＝商工課（☎内線109・111）

地域企業感染症対策等支援事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営を継続するために行う新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や飲食店における業態転換を行う中小企業者に対して、その経費を補助します。

▽**対象**＝市内に店舗・事業所を有する中小企業者など

※中小企業者を構成員とする団体も可

▽**対象業種**＝小売業、飲食業、サービス業を営む来客型の店舗・事業所または、鉄道業および道路旅客運送業を営む交通事業者

▽**対象経費**＝新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策や、飲食店の業態転換に要する経費

※業種別ガイドラインが策定されている分野は、そのガイドラインに基づく対策が対象となります。

▽**補助額**＝10万円を上限とする補助対象経費の全額

※ただし経費のうち、消耗品費は3万円までが上限（交通事業者を除く）。

▽**対象期間**＝令和2年4月1日から12月31日まで

▽**申請方法**＝感染予防対策の観点から、原則、申請様式を商工会議所ホームページからダウンロードし、添付書類とあわせ大船渡商工会議所に郵送ください。申請書は、大船渡商工会議所の窓口にも備え付けています。

▽**申請・問い合わせ先**

大船渡商工会議所（〒022－0003盛町字中道下2－25／☎㉖2141）

▷問い合わせ＝市役所☎0192㉗3111